



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 大和自動車交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 新倉能文
(コード番号 9082 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 齋藤康典
(TEL. 03-6757-7161)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 108 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、第 2 条（目的）の一部を変更するものであります。
- (2) 経営基盤のさらなる強化を目的とし、取締役の員数の上限を 10 名から 11 名に第 21 条（員数）の一部を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 31 条（取締役の責任免除）および第 42 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的)	第2条 (目的)
(条文省略)	(現行どおり)
1. ～13. (条文省略)	1. ～13. (現行どおり)
14. <u>障害者自立支援法</u> による障害福祉サービス事業	14. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> による障害福祉サービス事業
15. <u>障害者自立支援法</u> による地域生活支援事業	15. <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> による地域生活支援事業
16. ～17. (条文省略)	16. ～17. (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第3条～第20条 (条文省略)	第3条～第20条 (現行どおり)
第21条 (員数) 当社は、取締役 <u>10</u> 名以内を置く。	第21条 (員数) 当社は、取締役 <u>11</u> 名以内を置く。
第22条～第30条 (条文省略)	第22条～第30条 (現行どおり)
第31条 (取締役の責任免除) 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は法令が規定する額とする。	第31条 (取締役の責任免除) 当社は、 <u>会社法</u> 第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、 <u>会社法</u> 第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく <u>責任の</u> 限度額は法令が規定する額とする。
第32条～第41条 (条文省略)	第32条～第41条 (現行どおり)
第42条 (監査役の責任免除) (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	第42条 (監査役の責任免除) (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
第43条～第47条 (条文省略)	第43条～第47条 (現行どおり)